

暫定議題案
第 20 回遵守委員会
2025 年 10 月 2－4 日
インドネシア、バリ

凡例：

-  - 青でハイライトした議題／副議題項目にかかる議論は、会合の開会前に文書通信により開始される予定である。全体会合では、事前協議で提起された重要な事項について検討するための機会が与えられる。

1. 開会

1.1. 歓迎の辞

1.2. 議題の採択

1.3. 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

本議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置に対するメンバーの遵守状況に関する議題である。

2.1. 事務局からの報告

事務局は、以下の主要な CCSBT 保存管理措置にかかるメンバーの遵守状況及び／又は実施状況の概要を示した表を含む 2 つの文書を提出する予定である。

- SBT 関連措置
- ERS 関連措置

2.2. メンバーからの年次報告

メンバーは、CCSBT 31 において採択された[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレート](#)により、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。

本議題項目では、年次報告書における主要な課題に対する質疑応答（メンバーによるパフォーマンスの精査を含む）に重点を置く。メンバーは、CCSBT 措置の実施及び／又は遵守に問題がある全ての分野についてハイライトすべきである。国別報告書を作成する際にメンバーが留意すべき重要なポイントは以下のとおりである。

- CC 19 は、CPG5 に関連する報告を改善するとともに継続的なレビュー及び改善に資する議論をサポートするため、メンバーは CC/EC に対する国別報告書の新規セクションにおいて極めて特殊な状況に関する報告を行うことに合意した。
- CC 18 は、事務局が遵守上の課題を特定した上でこれらを各メンバーに対するレターとして取りまとめ、メンバーは CC においてこれにどのように対応したかを報告することに合意した。
- CC 16 は、前回の CC 会合に事務局が提出した措置の遵守状況に関する文書に総括された非遵守があるメンバーは、それぞれの国別報告書の中でそれらの非遵守を是正するために取られた行動の進捗状況について報告すべきことに合意した。

2.3. CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大きく貢献するものと考えられる。

2.3.1. メンバーの遵守状況

遵守委員会（CC）は、CCSBT 管理措置の遵守状況にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.3.2. キャパシティ・ビルディング作業計画に関するニーズ評価

CCSBT 31 によって採択された CCSBT キャパシティ・ビルディング作業計画では、補助機関で行われる議論の中で CCSBT メンバーが最もニーズが高いと判断した分野にキャパシティ・ビルディングのイニシアティブを集中させるよう奨励する循環的なレビューアプローチを採用している。

2.3.3. 是正措置政策の適用

CC 20 は、非遵守が特定されたあらゆる分野（TAC の超過及びその返済の事例を含む）について検討し、そうした非遵守事例に対して、CCSBT 是正措置政策の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。CC 20 では特に以下を行う。

- ・ 一時的な特別枠にかかる EC による評価に対する助言を行うための、今日までのインドネシアによる返済計画及び管理計画の実施状況¹ 及び 2024 年における遵守記録のレビュー²
- ・ 特定された非遵守分野及び義務付けられたデータ提出に対処するための南アフリカの是正行動計画に基づく同メンバーの作業状況³

CCSBT 是正措置政策は、「メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を合わせなければならない。ただし、これは実際に不備の是正を対象とするものに限る」と規定している。この点については、議題項目 2.3.2 の下に検討されるキャパシティ・ビルディング計画を考慮すべきである。

3. CCSBT 遵守計画のモニタリング及びレビュー

本議題項目は、遵守計画の継続的なレビュー及びモニタリングを支援するものであり、本年においては CCSBT 遵守計画が CCSBT 戦略計画に沿ったものとなるよう確保するため、遵守計画改定案の最終化を目指す予定である。

3.1. CCSBT 遵守計画のレビュー及びアップデート

本議題項目では、メンバーに対し、改定されたゴール、原則、役割及び責任、及び実施及びレビュープロセスのレビューを行うことで CCSBT 遵守計画案を最終化し、これを拡大委員会（EC）に勧告する機会を提供する。遵守計画案の改定は、CCSBT 戦略計画と調和させるとともに CCSBT における現在の遵守上の優先事項を反映するよう確保することを目的としている。

また、改定 CCSBT 遵守計画には、より迅速な遵守行動を可能とするとともに計画実施期間終了時のメンバー及び事務局の負担を最小化するべく、継続的なレビュー及び改善への支援を目的とするモニタリングプロセスが含まれている。

¹ インドネシアによる 2022 年の漁獲量を TAC 内に維持するための作業計画は文書 [CCSBT-CC/2210/23 \(Rev.1\)](#) のとおりである。2022 年から 2026 年までの各年に 91.3 トンの SBT 漁獲枠を返済する現行計画は、[EC 28 報告書](#) パラグラフ 69 の表 3 のとおりである。

² EC 30 報告書のパラグラフ 86 において、遵守状況の年次レビューにはインドネシアの義務（国別配分量に対する漁獲量、転載、CDS、小規模漁業の管理、データ交換及びオブザーバー要件といった分野を含む）にかかる履行状況の評価が含まれることが明記されている。この原則は EC 31 報告書のパラグラフ 91 において再確認されている。

³ 南アフリカは、同メンバーにおける未解決の遵守上の課題に対応するための是正行動計画を 2024 年 12 月 31 日に事務局に提出した。

3.2. 2025－2029 年における遵守行動計画（CAP）

本議題項目では、メンバーに対して以下を議論及びレビューする機会を提供する。

- CAP に記載されている遵守リスク、及び新たなリスクの特定又は評価されたリスク水準の変更
- CAP に列挙された行動のうち 2025 年に実施する行動に対して CC 19 以降になされた更新及び進捗

また CC 20 は、必要に応じて 2026 年の優先行動について検討及び更新する予定である。

4. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び／又は事務局は、以下に列記した CCSBT 措置の運用上の問題点についてのアップデート又は報告を行う予定である。

- 許可船舶／蓄養場決議
 - 事務局は、許可船舶／蓄養場決議に基づき義務付けられている情報の提出状況について簡潔な報告を行う予定である。
- 転載決議
 - 事務局は、CCSBT 31 以降に乗船転載オブザーバーなしに実施されたあらゆる SBT 洋上転載（もしあれば）に関する報告を行う予定である。メンバーは、そのような事例があった場合に取った追加的な遵守措置について報告する予定である。
 - （転載補給申告書の CCSBT との共有を促進するための）CCSBT と ICCAT 及び IOTC との転載 MoU／LOU のレビューについては議題項目 6.1.2 で検討される。
- メンバーの CDS 報告を照合するための CCSBT 変換係数の適用状況
- 港内検査に関する最低基準
- IUU 船舶リスト決議
 - 事務局は、CCSBT の IUU 船舶リストの現状について簡潔なアップデートを行う予定である。
 - 必要に応じて、IUU 船舶リスト案について検討する。

5. CCSBT eCDS の開発

本議題項目では、以下に関するアップデートを提供する。

- 2025 年に実施された追加的な eCDS 開発作業
- eCDS 作業部会による休会期間中の活動（CDS 決議の改正作業及び 2025 年に実施された追加的なテストを含む）
- CC 19 で積み残しとなった実施上の課題に関するアップデート
- 英語及び日本語ユーザーマニュアルの利用可能性

CC 20 による検討に向けて、CDS の導入を促進するべく 2025 年に更新作業が進められた改正 CDS 決議案が提出される予定である。

6. CCSBT の政策及び決議のレビュー及び改正

6.1. インドネシアによる転載トライアル

転載決議に関して CC 20 がレビュー及び改正を検討すべき分野は、インドネシアによる二年間の試行的洋上転載プログラムを実施可能とするための規定と、補給申告書の導入に関する検討の二点である⁴。さらにメンバーには、CAP 行動事項 6(a) に従い、この機会を CCSBT 転載決議を強化するためのその他の規定の検討に活用することが勧告されている。

⁴ 現行転載決議の paragraph 25 では、「CCSBT は、2022 年以降に ICCAT において導入されている補給申告書の有効性を考慮した上で、2025 年の CCSBT 32 会合において補給申告書の導入を検討するものとする」としている。

6.1.1. プログラムのモニタリングに関する報告

事務局は、CC 19 以降におけるインドネシアによる二年間の試行的洋上転載オブザーバープログラムに関する義務にかかるモニタリングの結果を報告する予定である。

6.1.2. インドネシアによる二年間の試行的洋上転載プログラムにかかる品質保証レビュー報告書

会合は、インドネシアによる二年間の試行的洋上転載プログラムに関して 2025 年に実施された QAR の結果について検討する予定である。

コンサルタントが遵守委員会に参加するが、メンバーには事前協議プロセスを通じた質疑応答が要請されている。メンバーに対して、CC 20 事前協議プロセスの開始までにコンサルタントによる最終報告書を検討するよう要請する。

6.2. IOTC との LoU 及び ICCAT との MoU に関するアップデート

CC 18 は、事務局に対し、ICCAT/IOTC と CCSBT との間で転載補給申告書を共有することができるよう促進するためのレビューを含め、既存の ICCAT 及び IOTC との M/LoU を精査する任務を課した。事務局は、CC 19 に対して ICCAT との改訂 MoU を提示するとともに、IOTC との LoU を再交渉するための FAO との連絡調整に関するアップデートを提供した。事務局は、CC 19 以降のさらなる進捗状況について報告する予定である。

6.3. 転載モニタリングの有効性を強化するための補給申告書にかかる検討

事務局は、転載モニタリングの強化における補給申告書の価値にかかる CC 20 による評価に資するためのアップデートを提供する予定である。

6.4. CCSBT 是正措置政策 (CPG3) のレビュー

本議題項目は、CCSBT 措置の遵守改善を促進するべく CPG3 を強化するためのさらなる機会について検討した事務局の CC 19 文書 [CCSBT-CC/2410/10 – 是正措置政策のレビュー](#) に続くものである。CC 19 は、事務局に対し、遵守委員会による適切な是正行動に関する決定に資するよう、CPG3 をさらに策定するための休会期間中のプロセス手動する任務を課した。事務局は、2025 年及び 2026 年における CAP の優先行動事項となっている本件に関してさらなるアップデートを提示する予定である。

7. CCSBT 遵守計画の実施

本議題項目は、遵守計画に基づくその他の遵守行動及び／又は 2024 年に対応された維持管理行動事項であって、他の議題項目では検討されていないその他の遵守行動にかかる議題である。

7.1. 日本市場解析

事務局は、CC 19 作業計画に従い、日本市場提案に基づく市場解析の結果のアップデート及び CCSBT ウェブサイトの一般エリアで公開される 2025 年市場解析の概要を提出する予定である。

7.2. 常設議題項目

以下の常設議題項目は、更新情報が利用可能となった場合に検討される予定である。

- メンバーから報告された極めて特殊な状況
- WCPFC との転載 MoC の運用開始
- ICCAT の記録から得られた新たな SBT 漁獲報告に関するアップデート
- SBT にかかる潜在的な IUU 活動に関するアップデート (以下を含む)
 - Trygg Mat Tracking に依頼した臨時解析
 - 船舶位置情報解析 (例えば VMS 又は AIS データの解析)
- 遺伝子を用いた SBT 種同定技術の開発状況 (利用可能な場合)
- MCS 制度に関するベストプラクティスの特定及び共有

7.3. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

事務局は、国際監視・管理・取締りネットワーク (IMCSN) 及びそれに関連するネットワ

ークグループ⁵の動向、並びにその他の関連機関と事務局との遵守関係に関するアップデートを提供する予定である。

7.4. RFMO 電子モニタリング最低基準の調和に関するワークショップにかかる議長からのアップデート

議長は、2024 年 12 月に開催された電子モニタリング最低基準の調和に関するワークショップにかかるアップデートを提供する予定である。当該ワークショップの報告書は[こちら](#)から入手可能である。

8. 海鳥措置の実施の強化に関するプロジェクト

CCSBT 海鳥プロジェクトマネージャーが、CCSBT 漁業における生態学的関連種（海鳥）措置の実施の強化に関するプロジェクトの進捗状況について報告する。

9. CCSBT 戦略計画の進捗状況に関する報告

CC 20 は、CCSBT 戦略計画の CC 関連事項にかかる進捗状況に関する報告書をアップデートする予定である。会合中の各議題、特に議題項目 3.1 の検討結果が本議題項目に対する基礎情報となる。当該報告書は、CC 19 の際と同様のプロセスにより CC 20 期間中に作成される予定である。

10. 2026 年の作業計画

11. その他の事項

12. 拡大委員会に対する勧告

13. まとめ

13.1. 会合報告書の採択

13.2. 閉会

⁵ パン・パシフィック漁業遵守ネットワーク（PPFCN）及びまぐろ遵守ネットワーク（TCN）